

別紙 助成額に含まれない「住宅部分¹⁾」及び「非木構造等部分²⁾」の考え方

助成額に含まれない「住宅部分」及び「非木構造等部分」の考え方について、解説を行います。特に機械等級製材、目視等級製材及び2×4製材とCLTで考え方が異なりますので注意が必要です。

1. 機械等級製材、目視等級製材及び2×4製材の場合

1. 1 住宅部分の扱い

部材別に下記のとおりとします。括弧内は枠組壁工法の場合を想定しています。(1)～(3)はJAS構造材とその他林産物JASの集成材等の軸材を、(4)はその他林産物JASの下地合板やフローリング等の面材を想定しています。

(1) 柱（たて枠）

図1.1-1に示すとおり、住宅部分の内部に存在するものに加え、非住宅部分に隣接するものまで助成の対象外となります。

(2) 梁桁（上枠、頭つなぎ等の横架材）

図1.1-2に示すとおり、住宅部分の直上の床構面に位置する横架材が対象外となります。部材が非住宅部分に跨る場合は、図1.1-1平面図の青網掛け部分のみが対象外となります。

図1.1-2に示すとおりトラス構造の場合は最上階の住宅部分の影響を受けます。

(3) 土台（土台、大引き等の1階足元の横架材）

図1.1-2に示すとおり、住宅部分が1階に存在する場合の土台等が助成の対象外となります。部材が非住宅部分に跨る場合は、(2)と同様、平面図の青網掛け部分のみが対象外となります。

(4) 面材（壁や床等の下地材、仕上げ材等）

その他林産物JAS材の下地材及び仕上げ材等が対象となります。図1.1-1及び図1.1-2に示すとおり、住宅側の表面に張る面材は対象外となり、非住宅側の表面に張る面材は対象となります。構造躯体である(1)～(3)と考え方が異なるのでご注意ください。

1. 2 非木構造等部分の扱い

図1.2-1に示すとおり、JAS構造材が助成対象となっていない階にはその他林産物JASの面材が対象となりません。したがって該当階に1部分でもJAS構造材が使われていれば、木構造部分以外の表面に張る面材等も対象に含むことができます。

1)集合住宅等の賃貸物件、店舗付き住宅等の住宅部分も「住宅部分」に該当します。

2)RC造、鉄骨造などの非木構造部分と、木造であってもJAS構造材を使用していない場合(JASであっても集成材等も該当する。)を指します。

住宅部分の考え方と同様に、該当階の直上の床構面に位置する横架材は同一階となります。したがって、図 1.2-1 の 1 階と 3 階は直上の梁が一部でも木造であるため、その階の空間に面する面材は、その他林産物 JAS であれば全て助成対象に含まれます。一方、2 階部分は柱、梁共に非木構造等であるため、対象外となります。

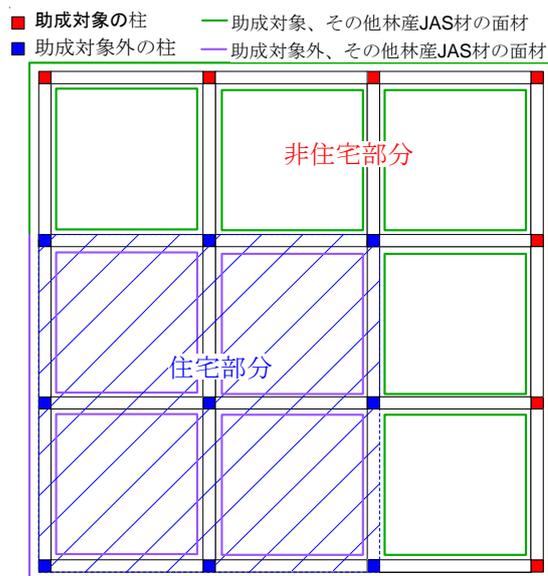


図 1.1-1 住宅部分の考え方（軸組構法、枠組み壁工法の平面図）

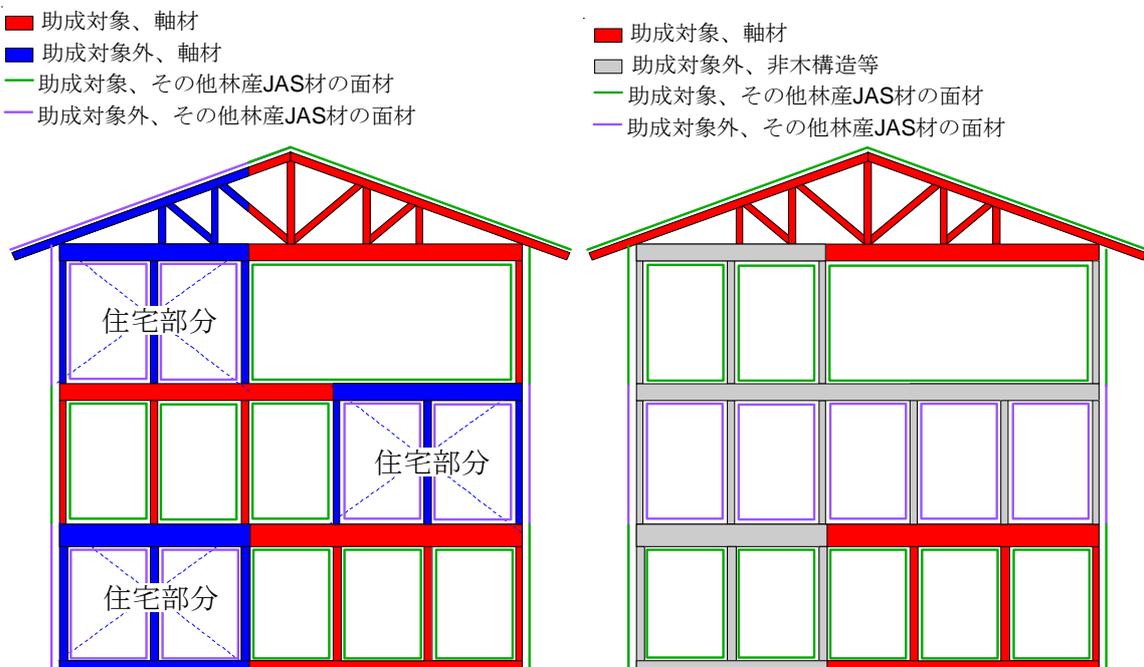


図 1.1-2 住宅部分の考え方
（軸組構法、枠組み壁工法の断面図）

図 1.2-1 非木構造部分の考え方
（軸組構法、枠組み壁工法の断面図）

2. CLT 材の場合

2. 1 住宅部分の扱い

部材別に下記のとおりとします。CLT 材の場合は、1 項の機械等級製材等と異なる部分がありますのでご注意ください。

(1) 壁

図 2.1-1 の平面図に示すとおり、構造用製材の①と同様に住宅部分の内部に存在するものに加え、非住宅部分に隣接するものまで助成の対象外となります。

(2) 床

図 2.1-2 の断面図に示すとおり、住宅部分の直下の床構面が対象外となりますが、直上の床構面は対象となります。部材が非住宅部分に跨る場合は、図 2.1-1 の平面図の青網掛け部分のみが対象外となります。

(3) 屋根

図 2.1-2 の断面図に示すとおり、住宅部分が最上階に存在する場合の屋根が助成の対象外となります。部材が非住宅部分に跨る場合は、(2)と同様、平面図の青網掛け部分のみが対象外となります。

2. 2 非木構造等部分の扱い

図 2.2-1 に示すとおり、JAS 構造材が助成対象となっていない階にはその他林産物 JAS の面材が対象となりません。したがって該当階に1部分でも JAS 構造材が使われていれば、木構造部分以外の表面に張る面材等も対象に含むことができます。

住宅部分の考え方と同様に、該当階の直下の床構面は同一階となります。したがって、図 2.2-1 の1階と3階は直下の床構面や壁が一部でも CLT を使っているため、その階の空間に面する面材は、その他林産物 JAS であれば全て助成対象に含まれます。一方、2階部分は直上の床構面に CLT を使っているため、壁及び直下の床構面が共に非木構造等であるため、対象外となります。

- 助成対象、壁CLTパネル
- 助成対象外、壁CLTパネル
- 助成対象、その他林産JAS材の面材
- 助成対象外、その他林産JAS材の面材

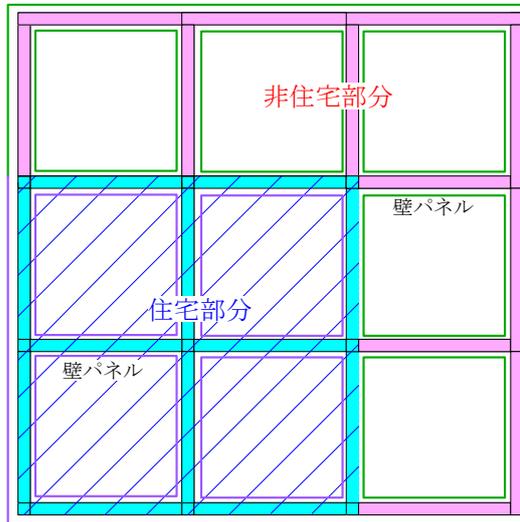


図 2.1-1 住宅部分の考え方 (CLT パネル工法の平面図)

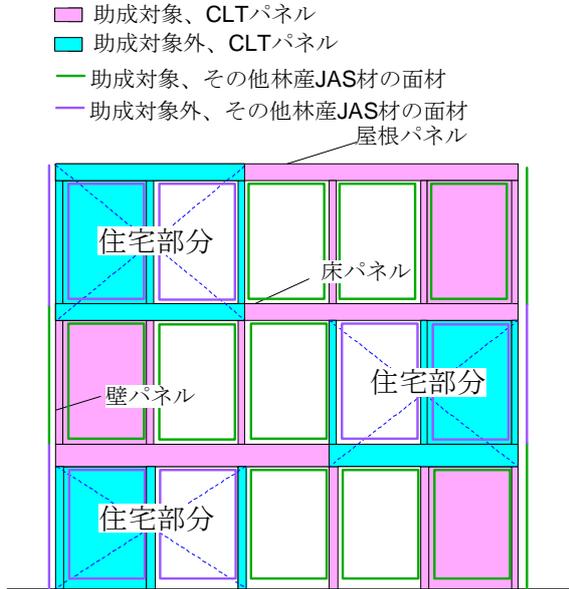


図 2.1-2 住宅部分の考え方
(CLT パネル工法の断面図)

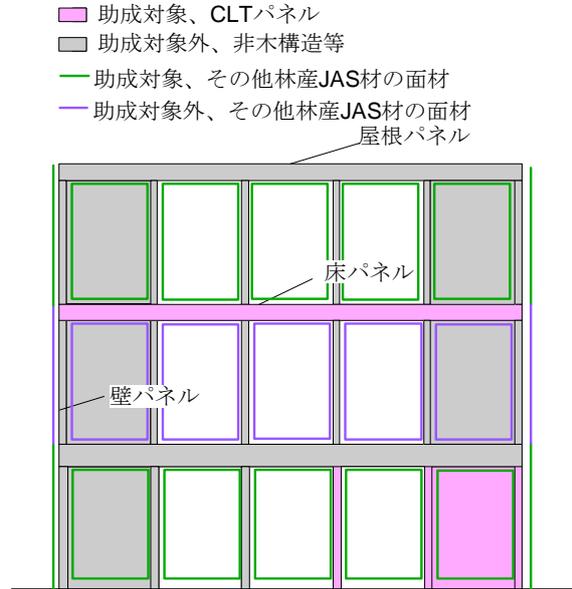


図 2.2-1 非木構造部分の考え方
(CLT パネル工法の断面図)

3. 構造用製材と CLT 材を併用した場合

CLT パネル工法に軸組を併用した場合、軸組構法に鉛直構面又は水平構面の面材として CLT パネルを使う場合、枠組壁工法の床として CLT パネルを使う場合など、構造用製材と CLT 材を併用した場合について説明します。

部材毎の考え方は、1 項、2 項と全く同じです。

軸組構法に鉛直構面又は水平構面の面材として CLT パネルを使う場合を例に取って考えると図 3-1～図 3-3 のとおりになります。

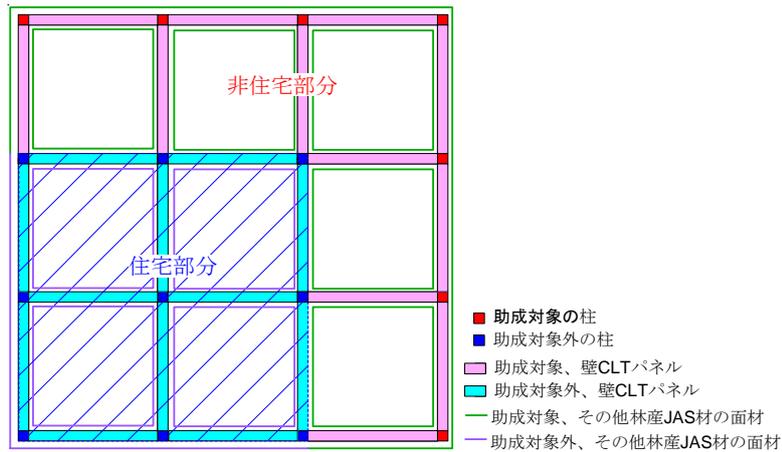


図 3-1 住宅部分の考え方

(軸組構法に鉛直構面又は水平構面の面材として CLT パネルを使う場合)

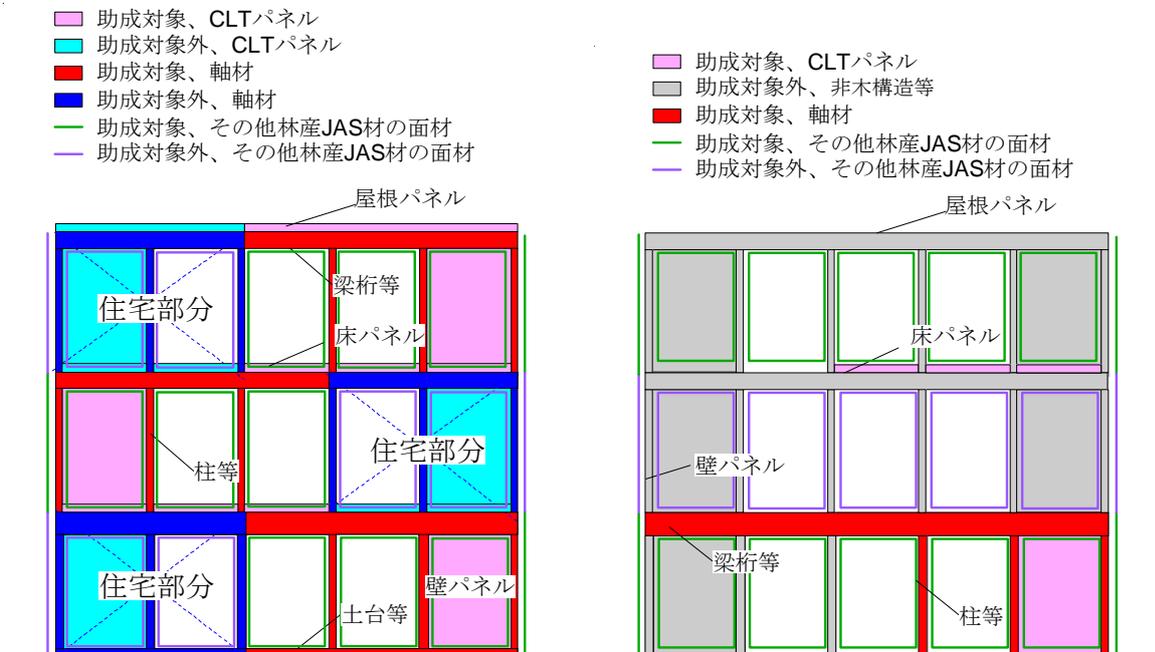


図 3-2 住宅部分の考え方

(軸組構法に鉛直構面又は水平構面の面材として CLT パネルを使う場合の断面図)

図 3-3 非木構造部分の考え方

(軸組構法に鉛直構面又は水平構面の面材として CLT パネルを使う場合の断面図)